

保 発 0620 第 1 号
年 発 0620 第 1 号
令和 7 年 6 月 20 日

地方厚生（支）局長
日本年金機構理事長
国民年金基金連合会理事長
企業年金連合会理事長
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
健康保険組合連合会長

殿

厚生労働省保険局長
（公 印 省 略）

厚生労働省年金局長
（公 印 省 略）

「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の
一部を改正する等の法律」の公布について（通知）

「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」（令和 7 年法律第 74 号）が本日公布された。

本法律による改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その内容につき御了知いただくとともに、実施に当たっては、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

記

第一 改正の趣旨

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成等の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再分配機能の強化や私的年金制度の拡充等により高齢期における生活の安定を図るため、被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度及び遺族年金の見直し、標準報酬月額の上限の引上げ、個人型確定拠出年金の加入可能年齢の引上げ等の措置を講ずること。

第二 改正の内容

1 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）の一部改正

- (1) 基礎年金の子の加算の見直し
 - ① 老齢基礎年金に子の加算を創設し、受給権者がその権利を取得した当時その者によって生計を維持していたその者の子があるときは、その子1人につきそれぞれ26万9600円に改定率を乗じて得た額を加算すること。(第27条の6関係)
 - ② 障害基礎年金の子の加算を拡充し、受給権者によって生計を維持しているその者の子があるときは、その子1人につきそれぞれ26万9600円に改定率を乗じて得た額を加算すること。(第33条の2第1項関係)
 - ③ 遺族基礎年金の子の加算を拡充し、受給権者がその権利を取得した当時その者と生計を同じくしていた子があるときは、その子1人につきそれぞれ26万9600円に改定率を乗じて得た額を加算すること。(第39条第1項関係)
- (2) 遺族厚生年金の受給権者について、老齢基礎年金の支給繰下げの申出を可能とすること。(第28条第1項関係)
- (3) 子に対する遺族基礎年金について、生計を同じくするその子の父又は母があるときにその支給を停止する規定を削除すること。(第41条第2項関係)
- (4) 国民年金基金又は国民年金基金連合会の加入員又は受給権者の死亡の届出について、届出義務者が戸籍法の規定による死亡の届出をした場合は、当該者は国民年金基金又は国民年金基金連合会に対する死亡の届出を不要とすること。(第138条関係)
- (5) 脱退一時金の支給の請求について、再入国の許可を受けて日本を出国した者は、当該再入国の許可を受けている間、その請求ができないものとする。こと。(附則第9条の3の2第1項関係)
- (6) その他所要の改正を行うこと。

2 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の一部改正

- (1) 厚生年金保険の適用拡大
 - ① 厚生年金保険の適用事業所について、事業の種類にかかわらず、常時5人以上の従業員を使用する事業所を適用事業所とすること。(第6条第1項関係)
 - ② 事業所に使用される者であって、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である等の短時間労働者に係る厚生年金保険の適用除外の要件のうち、報酬が8万8000円未満であることとする要件を削除すること。(第12条関係)
- (2) 厚生年金保険の標準報酬月額等の等級区分について、最高等級の上に段階的に等級を加えるとともに、最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合に着目して、最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができるものとする。こと。(第20条関係)
- (3) 遺族厚生年金の受給権者が当該遺族厚生年金の請求を行っていない場合に、当該遺族厚生年金を支給すべき事由が生じた日後も老齢厚生年金の支給繰下げの申出を可能とすること。(第44条の4及び第44条の5関係)
- (4) 在職老齢年金制度の支給停止調整額を62万円とすること。(第46条第3項関係)
- (5) 厚生年金の加給年金の見直し
 - ① 老齢厚生年金の額に加算する加給年金額について、受給権者がその権利を取得した当時その者によって生計を維持していたその者の子があるときは、その子1人に

つきそれぞれ 26 万 9600 円に改定率を乗じて得た額とするとともに、受給権者がその権利を取得した当時その者によって生計を維持していたその者の 65 歳未満の配偶者があるときは、20 万 2200 円に改定率を乗じて得た額とすること。（第 44 条第 1 項及び第 2 項関係）

② 障害厚生年金に子の加給年金を創設し、受給権者によって生計を維持しているその者の子があるときは、その子 1 人につきそれぞれ 26 万 9600 円に改定率を乗じて得た額を加算すること。（第 50 条の 2 関係）

③ 遺族厚生年金に子の加給年金を創設し、受給権者がその権利を取得した当時その者と生計を同じくしていた子があるときは、その子 1 人につきそれぞれ 26 万 9600 円に改定率を乗じて得た額を加算すること。（第 62 条の 2 関係）

（6） 遺族厚生年金の見直し

① 遺族厚生年金を受けることができる遺族を、被保険者又は被保険者であった者の配偶者（以下この（6）において単に「配偶者」という。）、子、父母、孫又は祖父母（父母又は祖父母については、60 歳以上である者に限る。）であって、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者によって生計を維持していたものとする。（第 59 条第 1 項関係）

② 被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた 60 歳未満である配偶者は、①にかかわらず、遺族厚生年金を受けることができる遺族とすること。（第 59 条第 2 項関係）

③ 中高齢寡婦加算を段階的に減額し、令和 35 年 4 月 2 日以降に遺族厚生年金の受給権を取得した妻については当該加算をしないこととしつつ、遺族厚生年金の受給権を取得した当時、60 歳未満の配偶者であって、当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく遺族基礎年金の受給権を有する期間がないもの又は当該遺族基礎年金の受給権を有する期間があり、かつ、60 歳に達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したものに支給される遺族厚生年金（以下この（6）において「60 歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金」という。）については、遺族厚生年金の額に死亡した被保険者又は被保険者であった者の被保険者期間を基礎として計算した老齢厚生年金の額の 4 分の 1 に相当する額を加算する（第三の 5 において「有期給付加算」という。）ものとする。（第 62 条第 1 項関係）

④ 60 歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金の受給権は、⑤による当該遺族厚生年金の全部の支給の停止が 2 年間継続したとき、老齢厚生年金の受給権を取得したとき又は 65 歳に達したときは、消滅するものとする。（第 63 条第 2 項関係）

⑤ 60 歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金は、その受給権者が当該遺族厚生年金の受給権を取得した日等から起算して 5 年を経過した日の属する月の翌月以後の月分について、その受給権者の前年の所得が、国民年金法第 90 条第 1 項（第 1 号又は第 3 号に係る部分に限る。）の規定により国民年金の保険料を納付することを要しないものとされる所得の額を勘案してその者の扶養親族の有無及び数に応じて政令で定める額を超えるときは、その前年の所得の額に応じ、当該遺族厚生年金の全部又は一部の支給を停止するものとする。（第 65 条第 1 項から第 3 項まで関係）

- ⑥ 障害厚生年金又は障害基礎年金の受給権者であつて、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するものであるとき等は、その該当する間は、⑤を適用しないものとする。こと。（第 65 条第 4 項関係）
 - ⑦ 死亡した被保険者が被保険者であつた期間中に配偶者を有していた場合において、当該被保険者の配偶者（以下この⑦において「死別配偶者」という。）が 60 歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金の受給権者であるとき又は当該遺族厚生年金の受給権者であつたときは、死別配偶者は、実施機関に対し、死別配偶者の婚姻等対象期間（当該被保険者と当該死別配偶者との婚姻期間その他の厚生労働省令で定める期間であつた期間をいう。）の標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定を請求することができるものとする。こと。（第 78 条の 21 の 2 第 1 項関係）
 - (7) 離婚等をした場合における標準報酬の改定又は決定の請求について、その請求の期限を 5 年とすること。（第 78 条の 2 第 1 項関係）
 - (8) 厚生労働大臣は、第 1 号厚生年金被保険者の資格、標準報酬又は保険料に関し必要があると認めるときは、銀行、信託会社その他の機関に対し、第 1 号厚生年金被保険者又は第 1 号厚生年金被保険者であると認められる者の収入の状況その他の事項につき、報告を求めることができるものとする。こと。（第 100 条の 2 第 6 項関係）
 - (9) 脱退一時金の支給の請求について、再入国の許可を受けて日本を出国した者は、当該再入国の許可を受けている間、その請求ができないものとする。こと。（附則第 29 条第 1 項関係）
 - (10) その他所要の改正を行うこと。
- 3 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和 55 年法律第 82 号）の一部改正
2 の（5）の②及び③並びに（6）の③の改正に伴う所要の改正を行うこと。（附則第 63 条関係）
- 4 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）の一部改正
- (1) 支給事由の生じた日が令和 18 年 4 月 1 日前にある障害基礎年金、障害厚生年金、遺族基礎年金及び遺族厚生年金について、直近 1 年間に保険料未納期間がないときは、保険料納付要件を満たしているものとする。こと。（附則第 20 条及び第 64 条関係）
 - (2) 1 の（1）の改正に伴う所要の改正を行うこと。（附則第 18 条第 5 項関係）
 - (3) 2 の（3）の改正に伴う所要の改正を行うこと。（附則第 59 条第 1 項、第 62 条第 1 項、第 82 条第 3 項並びに第 84 条第 3 項及び第 4 項関係）
 - (4) 2 の（5）の改正に伴う所要の改正を行うとともに、老齢厚生年金の配偶者に係る加給年金額の特別加算額について 2 の（5）の①に準じた改正を行うこと。（附則第 60 条第 2 項、第 78 条第 2 項及び第 87 条第 3 項関係）
 - (5) 2 の（6）の改正に伴う所要の改正を行うこと。（附則第 54 条、第 73 条並びに第 74 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項関係）
 - (6) その他所要の改正を行うこと。
- 5 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 82 号）の一部改正
2 の（3）の改正に伴う所要の改正を行うこと。（附則第 33 条の 3 関係）

- 6 国民年金法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 18 号）の一部改正
2 の（3）の改正に伴う所要の改正を行うこと。（附則第 9 条第 4 項、第 20 条第 1 項、第 21 条第 2 項、第 23 条第 3 項及び第 24 条第 5 項関係）
- 7 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成 13 年法律第 101 号）の一部改正
 - （1） 移行農林共済年金について、2 の（3）及び（5）の②に準じた改正を行うこと。（附則第 16 条第 4 項及び第 13 項関係）
 - （2） その他所要の改正を行うこと。
- 8 国民年金法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 104 号）の一部改正
 - （1） 30 歳未満の国民年金第 1 号被保険者等であって本人及び配偶者の所得が一定以下であるものに係る国民年金の保険料の免除の特例を 5 年間延長し、令和 17 年 6 月までとすること。（附則第 19 条第 2 項関係）
 - （2） その他所要の改正を行うこと。
- 9 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 62 号）の一部改正
 - （1） 被用者保険の適用拡大
 - ① 特定適用事業所以外の適用事業所（国又は地方公共団体の適用事業所を除く。）に使用される特定 4 分の 3 未満短時間労働者を厚生年金保険及び健康保険の被保険者とし、令和 17 年 9 月 30 日までの間の措置とすること。（附則第 17 条及び第 46 条関係）
 - ② ①の取扱いについては段階的に縮小することとし、短時間労働者を適用対象とすべき特定適用事業所の範囲について、事業主が同一である 1 又は 2 以上の適用事業所であって、令和 9 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までは当該 1 又は 2 以上の適用事業所に使用される特定労働者の総数が常時 35 人を超えるものとし、令和 11 年 10 月 1 日から令和 14 年 9 月 30 日までは当該総数が常時 20 人を超えるものとし、令和 14 年 10 月 1 日から令和 17 年 9 月 30 日までは当該総数が常時 10 人を超えるものとする。こと。（附則第 17 条の 3 の 2 及び第 46 条の 2 関係）
 - （2） その他所要の改正を行うこと。
- 10 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）の一部改正
 - （1） 2 の（5）の①及び（6）の③の改正に伴う所要の改正を行うこと。（附則第 21 条及び第 35 条第 1 項関係）
 - （2） その他所要の改正を行うこと。
- 11 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）の一部改正

- (1) 存続厚生年金基金又は存続連合会の受給権者の死亡の届出について、届出義務者が戸籍法の規定による死亡の届出をした場合は、当該者は存続厚生年金基金又は存続連合会に対する死亡の届出を不要とすること。(附則第5条第1項及び第38条第1項関係)
 - (2) 存続厚生年金基金について、2の(3)に準じた改正を行うとともに、2の(6)の⑦の改正に伴う所要の改正を行うこと。(附則第5条第2項関係)
 - (3) 個人型年金の加入要件について、存続厚生年金基金の脱退一時金相当額を個人型年金に移換しようとする者及び存続連合会の年金給付等積立金等又は積立金を個人型年金に移換しようとする者は個人型年金加入者となることができるものとする。(附則第5条第3項及び第38条第3項関係)
 - (4) その他所要の改正を行うこと。
- 12 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成26年法律第64号)の一部改正
- (1) 30歳以上50歳未満の国民年金第1号被保険者等であって本人及び配偶者の所得が一定以下であるものに係る国民年金の保険料の免除の特例を5年間延長し、令和17年6月までとすること。(附則第14条第1項関係)
 - (2) その他所要の改正を行うこと。
- 13 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)の一部改正
- (1) 独立行政法人福祉医療機構は、令和9年4月1日から当分の間、貸付金の弁済に充当した後の残余の金銭の支払を行う業務その他厚生労働省令で定める関連業務を行うことができるものとする。(附則第39条第1項関係)
 - (2) その他所要の改正を行うこと。
- 14 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成19年法律第104号)の一部改正
- (1) 1の(1)及び2の(5)の改正に伴う所要の改正を行うこと。(第31条第6項、第32条第4項、第6項及び第7項並びに第33条の2関係)
 - (2) 2の(6)の改正に伴う所要の改正を行うこと。(第16条第4項、第27条、第31条第1項、第33条第1項及び第3項並びに第40条第6項及び第7項関係)
 - (3) その他所要の改正を行うこと。
- 15 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)の一部改正
- (1) 標準報酬の等級について、2の(2)に準じた改正を行うこと。(第40条第1項関係)
 - (2) その他所要の改正を行うこと。
- 16 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の一部改正
- (1) 標準報酬の等級について、2の(2)に準じた改正を行うこと。(第43条第1項

関係)

(2) その他所要の改正を行うこと。

17 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）の一部改正

標準報酬月額等の等級について、2 の（2）に準じた改正を行うこと。（第 22 条第 1 項関係）

18 確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）の一部改正

(1) 確定給付企業年金における受給権者の死亡の届出について、届出義務者が戸籍法の規定による死亡の届出をした場合は、当該者は事業主及び企業年金基金又は企業年金連合会に対する死亡の届出を不要とすること。（第 99 条関係）

(2) 厚生労働大臣は、確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書の提出を受けたときは、当該報告書の記載事項のうち厚生労働省令で定めるものを公表するものとする。（第 100 条第 4 項関係）

(3) その他所要の改正を行うこと。

19 確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）の一部改正

(1) 企業型年金の規約の承認申請の際に添付すべき書類のうちその一部の提出を要しないものとする。（第 3 条第 4 項関係）

(2) 簡易企業型年金に係る規定を削除すること。（第 3 条第 5 項、第 19 条第 2 項及び第 23 条第 1 項関係）

(3) 企業型年金の規約で企業型年金加入者が掛金を拠出することができることを定める場合において、企業型年金加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えてはならない旨の要件を削除すること。（第 4 条第 1 項関係）

(4) 厚生労働大臣は、企業型年金に係る業務についての報告書の提出を受けたときは、当該報告書の記載事項のうち厚生労働省令で定めるものを公表するものとする。（第 50 条第 2 項関係）

(5) 個人型年金の加入要件について、現行の加入要件に該当しない 60 歳以上 70 歳未満の者であって、申出の日の前日において個人型年金加入者であったもの若しくは個人型年金運用指図者であったもの、個人別管理資産の移換の申出をしたもの、脱退一時金相当額の移換の申出をしようとするもの、残余財産の移換の申出をしようとするもの又は積立金の移換の申出をしようとするものは、個人型年金加入者となることのできるものとする。（第 62 条第 1 項関係）

(6) 中小事業主掛金を拠出しようとする中小事業主が行う届出について、厚生労働省令で定める事項等の届出先を国民年金基金連合会とするとともに、国民年金基金連合会が当該届出を受けたときは、厚生労働大臣に当該届出に係る書類の写しを送付しなければならないものとする。（第 68 条の 2 第 6 項及び第 7 項関係）

(7) 企業型年金運用指図者等の死亡の届出について、届出義務者が戸籍法の規定による死亡の届出をした場合は、当該者は国民年金基金連合会に対する死亡の届出を不要とすること。（第 113 条第 1 項関係）

(8) その他所要の改正を行うこと。

20 石炭鉱業年金基金法（昭和 42 年法律第 135 号）の一部改正

- (1) 石炭鉱業年金基金について、定款において解散及び清算に関する事項を定めなければならないものとし、事業の継続の困難を理由として厚生労働大臣の認可を受けた場合又は厚生労働大臣の解散命令があった場合に解散するものとし、石炭鉱業年金基金が解散する日における積立金の額が、基金が負う坑内員及び坑内員であった者並びに坑外員及び坑外員であった者に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する義務その他当該給付の支給に係る事情を考慮して厚生労働省令で定めるところにより算定した額を下回る場合は、当該下回る額を会員が一括して拠出しなければならないものとする。こと。（第 8 条第 1 項、第 32 条第 5 項、第 36 条及び第 36 条の 3 関係）
- (2) その他所要の改正を行うこと。

21 石炭鉱業年金基金法を廃止すること。

22 独立行政法人福祉医療機構法（平成 14 年法律第 166 号）の一部改正

- (1) 独立行政法人福祉医療機構は、令和 9 年 3 月 31 日までの期間、小口の資金の貸付けに係る債権の管理及び回収の業務を行うものとする。こと。（附則第 5 条の 2 第 2 項関係）
- (2) その他所要の改正を行うこと。

23 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の一部改正

- (1) 健康保険の適用拡大
 - ① 健康保険の適用事業所について、事業の種類にかかわらず、常時 5 人以上の従業員を使用する事業所を適用事業所とすること。（第 3 条第 3 項関係）
 - ② 事業所に使用される者であって、その 1 週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の 1 週間の所定労働時間の 4 分の 3 未満である等の短時間労働者に係る健康保険の適用除外の要件のうち、報酬が 8 万 8000 円未満であることとする要件を削除すること。（第 3 条第 1 項関係）
- (2) 2 の（8）に準じた改正を行うこと。（第 199 条第 1 項関係）
- (3) その他所要の改正を行うこと。

24 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）の一部改正

- (1) 2 の（8）に準じた改正を行うこと。（第 147 条関係）
- (2) その他所要の改正を行うこと。

25 独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）の一部改正

2 の（1）の①により農業者年金の被保険者が農業者年金の被保険者でなくなった場合において、その農業者年金の被保険者でなくなった日の属する月からその者を農業者年金の被保険者とみなして独立行政法人農業者年金基金法第 13 条の規定を適用したとすればその者が農業者年金の被保険者の資格を喪失することとなる日又はその者が事業所に使用されなくなった日のいずれか早い日の属する月の前月までの期間を基礎として農林

水産省令で定めるところにより算定される期間は、その者の申出により、保険料納付済期間等に算入するものとする。 (附則第9条関係)

第三 施行期日等

1 施行期日

この法律は、令和8年4月1日から施行するものとする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行するものとする。 (附則第1条第1項関係)

- (1) 第二の2の(8)、4の(1)、8、12、23の(2)及び24並びに第三の2の(2)から(4)まで、3、4及び9の一部 公布の日
- (2) 第二の20 令和7年10月1日
- (3) 第二の13の(1)及び22並びに第三の9の一部 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日
- (4) 第二の2の(7)及び第三の9の一部 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
- (5) 第三の8 令和8年10月1日
- (6) 第二の2の(2)の一部及び15から17までの一部並びに第三の9の一部 令和9年9月1日
- (7) 第二の9の(1)及び第三の9の一部 令和9年10月1日
- (8) 第二の1の(1)から(3)まで、2の(3)、(5)及び(6)、3、4の(2)から(5)まで、5から7まで、10の(1)、11の(2)並びに14の(1)及び(2)並びに第三の5、6及び9の一部 令和10年4月1日
- (9) 第二の2の(1)の②、11の(3)、19の(3)及び(5)並びに23の(1)の②並びに第三の9の一部 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日
- (10) 第二の2の(2)の一部及び15から17までの一部並びに第三の9の一部 令和10年9月1日
- (11) 第二の1の(5)及び2の(9)並びに第三の9の一部 公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日
- (12) 第二の2の(2)の一部及び15から17までの一部並びに第三の9の一部 令和11年9月1日
- (13) 第二の2の(1)の①、23の(1)の①及び25並びに(5)及び第三の7及び9の一部 令和11年10月1日
- (14) 第二の18の(2)、19の(4)及び21並びに第三の9の一部 公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日

2 検討規定

- (1) 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律第6条第2項各号に掲げ

る事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化その他必要な事項について引き続き検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。こと。（附則第2条第1項関係）

- (2) 政府は、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況、この法律の公布の日以後初めて作成される財政の現況及び見通し等を踏まえ、国民健康保険制度の在り方等に留意しながら、厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について引き続き検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。こと。（附則第2条第2項関係）
- (3) 政府は、高齢者の就業の実態等を踏まえ、将来の基礎年金の給付水準の向上等を図るため、所要の費用を賄うための安定した財源を確保するための方策も含め、国民年金第1号被保険者の被保険者期間を延長することについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。こと。（附則第2条第3項関係）
- (4) 政府は、国民年金第3号被保険者の在り方について国民的な議論が必要であるという認識の下、その議論に資するような国民年金第3号被保険者の実情に関する調査研究を行い、その在り方について検討を行うものとする。こと。（附則第2条第4項関係）

3 令和6年における国民年金法に規定する財政の現況及び見通し及び厚生年金保険法に規定する財政の現況及び見通しを踏まえ、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第2条第1項及び第3項の規定による検討を引き続き行うに際して今後の社会経済情勢の変化を見極めるため、この法律の公布の日の属する年度の翌年度から、厚生年金保険法に規定する財政の現況及び見通しが同日以後初めて作成される日の属する年度の翌年度までの間は、同法第34条第1項に規定する調整期間とすること。この場合、マクロ経済スライドによる調整においては、その調整率を3分の1に軽減するものとする。こと。（附則第3条関係）

4 法制上の措置等（※衆議院における修正により追加）

- (1) 政府は、今後の社会経済情勢の変化を見極め、この法律の公布の日以後初めて作成される財政の現況及び見通しにおいて、国民年金法に規定する調整期間の見通しと厚生年金保険法に規定する調整期間の見通しとの間に著しい差異があり、公的年金制度の所得再分配機能の低下により老齢基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、老齢基礎年金又は老齢厚生年金の受給権者の将来における老齢基礎年金の給付水準の向上を図るため、国民年金法第16条の2第1項の調整と厚生年金保険法第34条第1項の調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置を講ずるものとする。こと。この場合において、給付と負担の均衡がとれた持続可能な公的年金制度の確立について検討を行うものとする。こと。（附則第3条の2第1項関係）
- (2) 政府は、(1)の法制上の措置を講ずる場合において、老齢基礎年金の額及び老齢厚生年金の額の合計額が、当該措置を講じなかったとしたならば支給されることとなる老齢基礎年金の額及び老齢厚生年金の額の合計額を下回るときは、その影響を緩和するために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。こと。（附則第3条の2第2項関係）

5 遺族厚生年金の支給に関する経過措置

第二の2の(6)の③(有期給付加算に係る部分に限る。)は、令和10年4月1日以後に支給事由の生じた遺族厚生年金について適用すること。(附則第14条第1項関係)

6 妻に支給する遺族厚生年金に関する経過措置

令和10年4月1日から令和30年3月31日までの間に夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)が死亡した場合における当該死亡の当時60歳未満である妻に対して改正後の厚生年金保険法の規定を適用する場合は、第二の2の(6)の②の「配偶者」を平成元年4月2日以後に生まれた者に限るものとする。 (附則第15条第1項)

7 厚生年金保険等の適用事業所に関する経過措置

- (1) 第二の2の(1)の①の施行の際現に存する改正前の厚生年金保険法第6条第1項第1号イからレまでに掲げる事業以外の事業の事業所又は事務所(国、地方公共団体又は法人の事業所又は事務所であつて、常時従業員を使用するものを除く。)については、当分の間、なお従前の例により、厚生年金保険の適用事業所としないものとする。 (附則第18条関係)
- (2) 第二の23の(1)の①の施行の際現に存する改正前の健康保険法第3条第3項第1号イからレまでに掲げる事業以外の事業の事業所(国、地方公共団体又は法人の事業所であつて、常時従業員を使用するものを除く。)については、当分の間、なお従前の例により、健康保険の適用事業所としないものとする。 (附則第37条関係)

8 短時間被保険者の厚生年金保険料等に関する経過措置

- (1) 厚生年金保険の適用拡大の対象となる適用事業所等の事業主は、実施機関に申出をした場合は、70歳未満であるその短時間被保険者(厚生年金保険の標準報酬月額等級のうち第1級から第6級までに該当する者に限る。)に係る事業主の負担すべき厚生年金保険料(標準賞与額に係るもの等を除く。)の負担の割合を、短時間被保険者の標準報酬月額等級に応じて別に定める割合に増加することができるものとし、この場合において、短時間被保険者に係る厚生年金保険料の額(申出があった日の属する月から通算して36月間の各月に係るものに限る。)のうち、短時間被保険者に係る標準報酬月額に厚生年金保険料率を乗じて得た額に相当する額に増加負担割合を乗じて得た額は、徴収を行うことを要しなかったものとみなすものとする。 (附則第22条及び第23条並びに附則別表第2関係)
- (2) 健康保険の適用拡大の対象となる適用事業所等の事業主は、保険者等に申出をした場合は、その短時間被保険者(健康保険の標準報酬月額等級のうち第1級から第9級までに該当する者に限る。)に係る事業主の負担すべき健康保険料(標準賞与額に係るもの等を除く。)の負担の割合を、短時間被保険者の標準報酬月額等級に応じて別に定める割合に増加することができるものとし、この場合において、短時間被保険者に係る健康保険料の額(申出があった日の属する月から通算して36月間の各月に係るものに限る。)のうち、短時間被保険者に係る標準報酬月額に一般保険料率を乗じて得た額に相当する額に増加負担割合を乗じて得た額は、徴収を行うことを要しなかつたものとみなすものとする。 (附則第24条及び第25条並びに附則別表第3関係)

ったものとみなすものとする。 (附則第 24 条及び第 25 条並びに附則別表第 3 関係)

9 経過措置等

3 から 6 までのほか、この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律の規定の整備を行うこと。(附則第 1 条第 2 項及び第 3 項、第 4 条から第 17 条まで、第 19 条から第 21 条まで、第 26 条から第 36 条まで並びに第 38 条から第 55 条まで並びに附則別表第 1 関係)

なお、法案の内容については、以下の厚生労働省HPにおいても掲載しているため、参照されたい。

(参考) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00017.html